

報告第40号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成31年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 128,394円
- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区大通西14丁目7番地  
東日本電信電話株式会社北海道事業部  
設備部長 青柳 雄二

平成31年2月15日 専決処分

説 明

平成31年1月18日午前7時頃、町道新生南五線を東から西へ除雪作業中、後退した際に車両後部が電柱に接触し、破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

